

令和6年2月7日

建築大工の組合員の皆様へ

石川県での応急仮設木造住宅建設への参加について

このことについて下記のとおりご案内しますので、所定の様式に必要事項を記載し、地域建築組合に申込みをお願いします。

記

1. 全体のスキーム

全建総連と主幹事工務店であるタカノホームと全建総連組合員である建築大工の供給に関しての労働協約にもとづき、建築大工はタカノホームの期間社員として仮設住宅の建設に従事する。

2. 就労条件等

(1) 就労期間： 令和6年3月上旬頃～4月末

(2) 住宅建設予定地： 輪島市内

(3) 目標就労者数： 富山県 20人/日（就労期間の全期間）

(4) 就労条件：

ア. 現地での就労期間： 原則1週間以上、現地で従事

イ. 日給： 建築大工 26,000円 手元 19,000円（実務経験3年未満）

ウ. その他労働条件： 別添の「応急仮設木造住宅建設に係る労働協約書」を参照

エ. 宿泊先： 原則として金沢市内のビジネスホテルとする。ただし現地までの通勤時間が金沢市内からと同等の場合は、自宅からの通勤も検討。なお今後、七尾、穴水等の現地の近場で宿泊先が確保できた場合は、その宿泊先からの通勤とする。

オ. CCUSの登録： 就労者のCCUS登録を原則とするが、登録がない場合も就労は可能。

3. 提出書類

(1) 応急仮設木造住宅建設就労登録票

(2) 事前確認書（健康告知）

4. 持参する大工道具一式： 別紙「持参してほしい工具等について」参照

5. その他留意点：

- (1) 就労期間は5月以降も見込まれるが、現時点では4月までとする。
- (2) 宿泊場所は金沢市内のビジネスホテル等を確保。部屋のタイプはシングルまたはツイン。
- (3) 移動時間については現状、金沢市内から輪島市内まで片道で2時間半程度以上が見込まれるため、労働時間については臨機応変に対応できるよう、主幹事工務店と調整中。
- (4) 石川県、国土交通省等では七尾市や穴水市などに、簡易宿泊施設の建設や被災したホテル等の集中的な復旧による活用を検討しており、活用できる場合は宿泊場所は変更。

6. 添付文書：

- (1) 応急仮設木造住宅建設就労登録票
- (2) 事前確認書（健康告知）
- (3) 応急仮設木造住宅建設に係る労働協約書
- (4) 持参してほしい工具等について

以上

応急仮設木造住宅建設就労者登録票

項目	記載内容	記載例
氏名		県連太郎
フリガナ		ケンレンタロウ
大工の実務経験年数（年）		20
生年月日（西暦）		1974/4/1
年齢		49
自宅電話番号		076-000-0000
携帯電話番号		090-0000-0000
緊急連絡先（組合以外）		080-0000-0000
続柄		妻
メールアドレス（できれば携帯）		kenchiku-toyama@syd.odn.ne.jp
FAX番号		076-000-0000
郵便番号		9309-8251
自宅住所		富山市西荒屋25番地の4
CCUS登録		無
CCUS技能者ID		無
レベル判定		無
既往歴または現在治療中		高血圧 現在治療中
事前確認書の有無		有
血液型		A
過去に就労したことがある仮設現場名 ※複数ある場合は全て記入。【番号を記入】 東日本大震災＝①、熊本地震＝②、西日本豪雨（愛媛、広島、岡山＝③）、令和元年台風19号（長野）＝④、熊本豪雨＝⑤		②④
就労可能期間		3/4～3/11 4/8～4/14
車両番号		富400や12-34
賃金振込先		〇〇銀行〇〇支店普通000000 ケンレンタロウ

事前確認書

就労にあたり、あなたの健康状態について質問させていただきます。

回答の結果は、労務管理の目的以外には使用しませんし、あなたの同意なく第三者に提供することはいたしません。

本確認書は就労を妨げるものではありません。

①最近1年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたり入院手術を受けたりしたことがありますか。	Yes No
Yesの場合は内容をすべて記入してください。	
疾病名 () 時期 (年 月頃) 診療科目 内科 循環器科 消化器内科 心療内科 精神・神経科 外科 整形外科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科 その他 ()	
②現在、医師の診察・検査・治療・投薬を受けていますか。	Yes No
Yesの場合は内容を記入してください。	
※特に高血圧、糖尿病、痛風で医師の診察・検査・治療・投薬を受けている方はご記入ください。	
疾病名 () 診療科目 内科 循環器科 消化器内科 心療内科 精神・神経科 外科 整形外科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科 その他 ()	
③直近の健康診断の診断書を提出できますか？	Yes. No

上記事項について、記載の通り相違ありません。

西暦 年 月 日

氏名 (自署) _____

見本
タカノホームと
全建総連が結びます

年 月 日

全国木造建設事業協会 応急仮設木造住宅建設に関わる労働協約書

(甲)
〒

(乙)

〒169-8650
東京都新宿区高田馬場2-7-15
全国建設労働組合総連合（全建総連）
中央執行委員長 中西 孝司
Tel 03-3200-6221

上記甲欄記名者（以下甲という）と、乙欄記名者（以下乙という）は、厚生労働大臣許可に基づく労働者の供給に関し、下記のとおり労働協約を締結する。

第1条（供給の条件と法令の遵守）

甲はこの協約締結により随時乙の組合員（以下丙という）の供給を受けることが出来る。ただし、乙の承認を受けた丙でなければ使用することが出来ない。また丙を使用するにあたって、作業上の安全確保を行うこととする。

第2条（募集要項）

- (1) 対象職種
建築大工
- (2) 実務経験・年齢
建築大工：実務経験3年程度以上
手 元：実務経験3年程度未満

第3条（労働条件）

丙が就労する際の労働条件は、下記の通りとする。その解釈について疑義が生じたとき、もしくは明文化されていない事項については、その都度甲、乙で協議して決める。

(1) 賃金額

	日給	休日手当 日給の60%
建築大工	26,000円	15,600円
手 元	19,000円	11,400円

※休業手当とは、現場の工程管理上やむを得ず休業を依頼する場合、労働基準法に準ずる休業手当を支払うものとする。荒天による休業は、休業手当の対象外とする。

(2) 職務・職能に対する手当の支給

甲の判断により丙の職務・職能に対する手当を支給することができる。支給する場合、甲は乙にその旨を報告する。

(3) 交通費 円/日

※県内労働者の有料道路の支払要件を宿泊施設あるいは自宅から現場までの移動時間が30分程度以上で、20分程度の時間短縮や宿泊が不要になるなど、合理的な理由がある場合とする。県外労働者の交通費は宿泊地の市役所又は町村役場から現場までの距離が往復100キロ以上の場合は別途対応とする。

(4) 時間外手当 労働基準法に基づいて支給する。

(5) 労働時間

午前8時00分より午後6時00分までとする。(片付け時間を含む・休憩120分間)
近隣県の丙は労働期間の最終日は午後3時以降の帰宅を可とする。

(6) 休憩時間の取り扱い

- ア、昼食休憩時間は60分間を原則とする。
- イ、午前30分間、午後30分間を休憩時間とする。
- ウ、午前、午後の休憩時回は、現場監督の指示による。

(7) 休日

シフトによる休日週休2日

(8) 時間外労働

36協定の範囲内で時間外労働を命ずることがある。36協定における労働者代表は乙の加盟組合により推薦され、選出される。労働者代表と甲とで36協定を締結する。

(9) 就労場所

甲の指定した現場とする。

第4条 (労働契約書)

労働契約書は、丙が就業初日に甲と締結するものとする。

第5条 (健康状況の告知義務)

丙は、新規入場にあたり健康状態の告知義務を負い、虚偽の告知等により現場入場した際には、就労に関する往復交通費、宿泊費、宿泊キャンセル料を丙に請求することがある。

第6条 (就業規則)

丙の供給先での労働条件については、別途定める「全木協・労働者供給事業における統一就業規則」に準ずる。

第7条 (建設キャリアアップシステムの就業履歴登録)

甲は予め建設キャリアアップシステム (CCUS) の事業者登録が完了しているものとする。

甲のCCUSの就業履歴登録の業務については、甲の責において実施するものとする。甲のCCUSの就業履歴登録の業務については、全国木造建設事業協会 (全木協) に委託することができる。

第8条（労働時間管理）

現場の入退場および労働時間については甲の責任において管理する。

第9条（入退場管理）

現場の入退場管理については、建設キャリアアップシステム（CCUS）に対応したシステムを導入することとし、費用は甲が負担するものとする。

第10条（諸手続き）

労働者供給事業に関わる丙の給与計算業務および保険関係手続き、36協定提出、源泉徴収票発行業務については、甲の責において実施するものとする。

第11条（費用負担）

甲は、丙の宿泊費及び丙の県外から就労する者の往復交通費を負担するものとする。丙の宿泊に伴うキャンセル料も甲が負担する。往復交通費、宿泊費は下記の取り扱いとする。宿泊手配については、全国木造建設事業協会（全木協）に委託することができる。

【往復交通費】

- ・賃金と共に支払う。
- ・都道府県庁所在地から宿泊地の市役所又は町村役場までの往復旅費相当額（ガソリン代、有料道路代、フェリー代、必要な場合の行程泊）を支給する。
- ・行程泊の支払要件は、移動距離が概ね 600 km 以上、移動時間が概ね 8 時間以上のいずれかに該当する場合とし、片道 円を宿泊費として加算し支払う。
- ・有料道路の支払要件は、宿泊施設あるいは自宅から現場までの移動時間が 30 分程度以上で、20 分程度の時間短縮や宿泊が不要になるなど、合理的な理由がある場合とする。
- ・複数回現地入りする場合は、その回数分の往復旅費を支給（原則として 5 日以上間隔があった場合のみ）する。
- ・ガソリン代の基準額は、甲の大工工事開始日の給油所小売価格調査（経済産業省・資源エネルギー庁発表）の額とする。

【宿泊費】

- ・施設はビジネスホテル又は旅館とする。
- ・前泊及び後泊分（従事最終日で帰宅できない等必要な場合）も対応する。
- ・1泊朝食付。旅館（和室）の場合は夕食付とする。
- ・朝食代として 1000 円/日を加算。ただし、朝食開始時間によっては就労開始時間までに宿泊先から就労先まで移動が困難な場合とする。
- ・就労者で乙の加盟組合が同じ場合はツインを原則とする。長期滞在者をシングル優先とする。

第12条（工具）

就労に関して、一定の大工道具は丙が持参するものとする。甲は丙が工具を使用するにあたっては、安全かつ適切な環境を整えるよう努めるものとし、万が一工具が故障し、原因が現場管理側に特定できる場合においては、甲が修理金額を補償するものとする。ただし、故障原因が特定できない場合は、故障時の状況を鑑み、甲と乙の協議の上、甲と丙で費用を負担するものとする。

第13条（安全衛生）

甲は、新規入場者教育、安全教育、朝礼、終礼等を適宜、適切に実施するものとする。甲と乙は共同して、関係法令、ガイドライン等に基づき、現場の安全衛生の向上に努め、労災ゼロの現場を目指すものとする。

第14条（事故及び災害処理）

丙が就労中に起こした事故等は、甲が責任を持って処理し、乙及び丙の責任は刑法、行政法上の処分適用以外は免責とし、乙及び丙に被求償問題が生じた場合は、甲がその解決の責任を負う。丙の就労中又は就労に起因する労働災害事故については、甲の労災保険を適用する。甲は乙に丙の就労中又は就労に起因する労働災害事故については事故後、速やかに報告する。

第15条（交渉権の所在）

丙の労働条件に関する交渉権は、全て乙に属することを確認する。

第16条（丙の資格喪失と身分変更）

丙が乙の組合員としての資格を喪失し、乙からこの旨の通告を受けた甲は、資格喪失前の労働条件で丙を使用することが出来ない。また、甲が丙を通常雇用の形態で継続使用の必要が生じた場合は、甲、乙協議して決める。

第17条（有効期間と効力の発生）

本協約の有効期間は 20〇〇年〇月〇日から 20〇年〇月〇日までとし、甲乙双方が記名捺印したときから効力が発生する。ただし当事者の一方、又は双方の協議によって改廃することが出来る。また、双方から更改の申し出がない場合には、本契約をもって、更に1年間有効とする。この協約書は2通作成し、甲、乙各1通を保管する。

持参してほしい工具等について

1. 大工の持参する工具については以下の通り
ヘルメット、かなづち、インパクトドライバ、充電丸鋸（有線丸鋸でも可）、脚立（屋内作業用で6尺）、安全帯、作業着、靴（安全靴、作業靴、室内用の上履き靴）、作業用手袋、釘打ち機（エア一用：50・65・75・90用 N釘対応）、ボードビス打ち機（エア一用）、ボード用集塵丸鋸、定規（ボード等カッタ時使用）、電気コード、エア一ホース、電気ドリル、キリ24mm座堀り付、さげふり、ノミ
※コンプレッサは持っている場合は持参すること。

2. 盗難について
持参した大工道具の盗難に関して、主幹事会社、全建総連は責任を負いません。就労者は自己管理の徹底をお願いします。
※現場に置きっぱなしはしないでください。